

災害復旧事業の早期実施に向けた指名競争入札の活用について

令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和元年10月19日の大雨又は令和元年10月25日の大雨による災害の復旧事業（以下「本件災害復旧事業」という。）について、指名競争入札を活用し、迅速に入札・契約事務の手続きを行い、事業の早期着手及び早期復旧を図るため、次のとおり取り扱うこととします。

1 建設工事の入札に係る指名競争入札の適用範囲等

建設工事の入札について、「5千万円以上」の工事は一般競争入札、「5千万円未満」の工事は指名競争入札としていますが、本件災害復旧事業にあっては「5千万円以上」の工事についても指名競争入札を適用します。ただし、議会の議決案件（5億円以上）は対象としません。

また、「5千万円以上」の工事について、原則総合評価方式を適用していますが、本件災害復旧事業の工事に係る指名競争入札については適用しません。

2 建設工事の入札に係る最低制限価格の適用範囲

建設工事の入札に係る最低制限価格の適用について「5千万円未満」としているものを、本件災害復旧事業における建設工事に係る指名競争入札については、全て最低制限価格を適用します。

3 実施時期等

上記1及び2の取扱いは、令和元年12月1日以降に指名通知を行う本件災害復旧事業における建設工事の入札に適用します。

※ 金額は予定価格

(参考)

○今回の取り組みにより期待される効果

・指名競争入札の適用範囲

指名競争入札の適用により、一般競争入札の場合に1.5か月程度かかっていた入札・契約事務に要する日数について、3週間程度に期間が短縮されます。

・最低制限価格の適用範囲

最低制限価格の適用により、低入札価格調査対象となった場合の調査に要する日数がなくなるため、2週間程度の期間が短縮されます。

○総合評価方式・・・

県が発注する建設工事に関して価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式。

○最低制限価格・・・

最低制限価格（設計金額をもとに一定の基準により算出した額）を下回って入札した者は入札において失格とする制度。

○低入札価格調査・・・

低入札調査価格（設計金額をもとに一定の基準により算出した額）を下回る入札が行われた場合に、低入札価格調査対象者に対し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを調査する制度。